

## 第4回高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時 令和7年1月11日(土)

9時00分から

場所 県庁12階 特別会議室

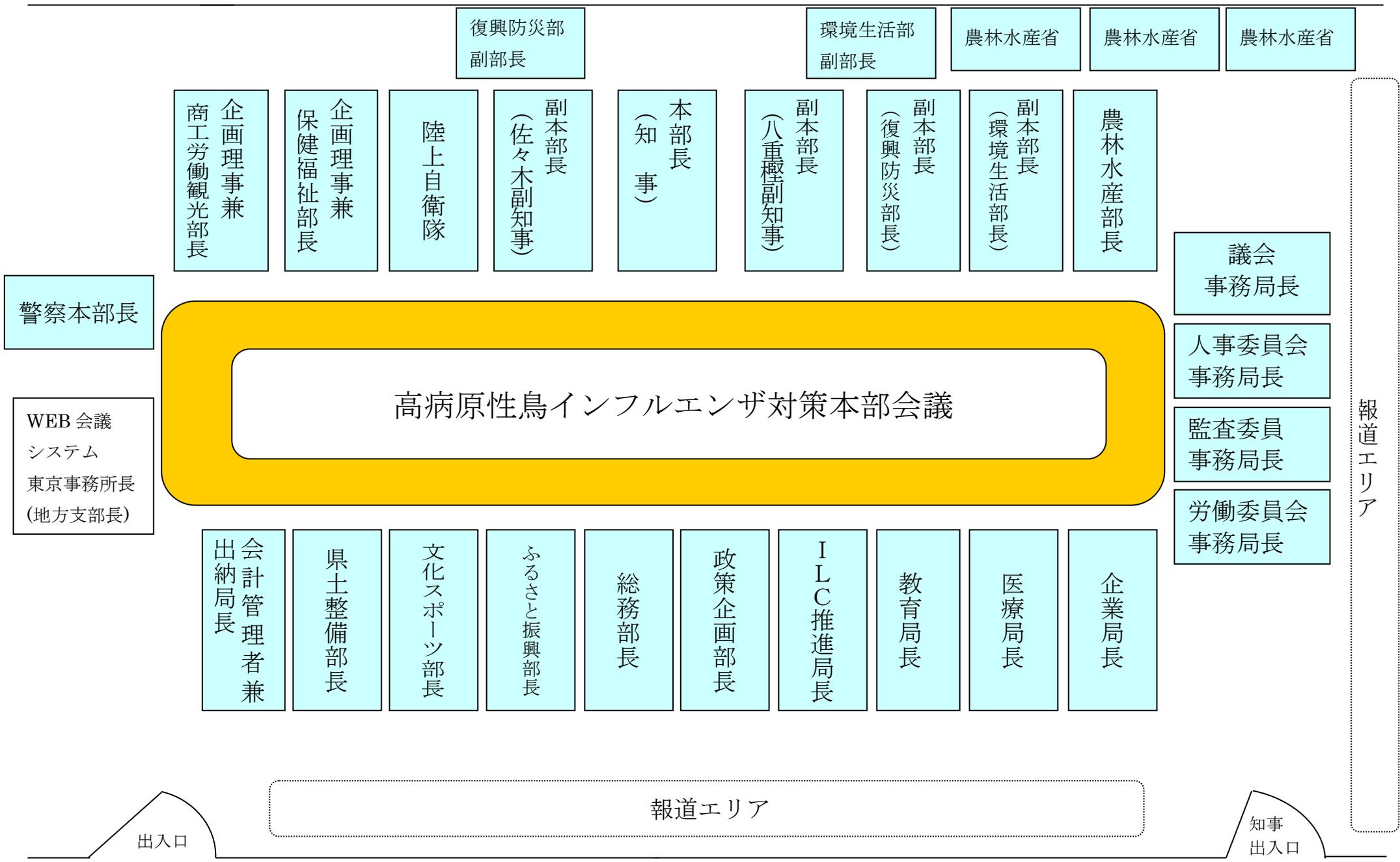
### 次 第

- 1 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び本県の防疫対応について（3事例目 盛岡市）
- 2 各班の対応状況等について
- 3 その他

## 第4回高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

### 構成員

	職	氏名
1	知事(本部長)	達 増 拓 也
2	副知事(副本部長)	八 重 樫 幸 治
3	副知事(副本部長)	佐 々 木 淳
4	復興防災部長(副本部長)	福 田 直
5	環境生活部長(副本部長)	大 畑 光 宏
6	政策企画部長	小 野 博
7	総務部長	千 葉 幸 也
8	ふるさと振興部長	村 上 宏 治
9	文化スポーツ部長	小 原 勝
10	企画理事兼保健福祉部長	野 原 勝
11	企画理事兼商工労働観光部長	岩 淵 伸 也
12	農林水産部長	佐 藤 法 之
13	県土整備部長	上 澤 和 哉
14	ILC推進局長	箱 石 知 義
15	会計管理者兼出納局長	滝 山 秀 樹
16	復興防災部副部長	北 島 太 郎
17	環境生活部副部長	小 國 大 作
18	東京事務所長	高 橋 孝 政
19	医療局長	小 原 重 幸
20	企業局長	中 里 裕 美
21	議会事務局長	坊 良 英 樹
22	教育局長	菊 池 芳 彦
23	人事委員会事務局長	菅 原 健 司
24	監査委員事務局長	佐 々 木 真 一
25	警察本部長	増 田 武 志
26	労働委員会事務局長	四 戸 克 枝



## 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び本県の防疫対応について（3事例目 盛岡市）

### 1 発生農場の概要

- (1) 所在地：盛岡市
- (2) 飼養状況：採卵鶏成鶏（約160日齢） 10棟 約40万羽飼養
- (3) 症状：1月10日から飼養鶏の死亡数が増加

	1 / 8	1 / 9	1 / 10
死亡数	4羽	10羽	26羽

### 2 経緯

期日	時刻	内容
1/10（金）	16：10	農場から中央家畜保健衛生所（以下「中央家保」という。）に、鳥インフルエンザを疑う死亡数の増加について報告
	19：00	中央家保が農場に立ち入りし、簡易検査を実施した結果、10羽中3羽で「陽性」を確認
1/11（土）	9：00	中央家保において、遺伝子検査（PCR検査）を実施した結果、10羽中3羽で「陽性」を確認 国において、疑似患畜と判定

### 3 これまでに県が行った措置等

- (1) 発生農場に対し、飼養鶏や排せつ物等の移動自粛、部外者の立入制限など、まん延防止措置の徹底を要請
- (2) 発生農場から半径10km以内（100羽以上）の農場の飼養状況を確認

区 域	農場数	飼養羽数
移動制限区域（半径3km以内）	8戸	約260万羽
搬出制限区域（半径10km以内、上記除く）	17戸	約190万羽

- (3) 県内で100羽以上飼養するすべての農場に、県内において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨を情報提供し、ウイルスの侵入防止対策を注意喚起
- (4) 国や他県に獣医師等の職員の派遣を要請
- (5) 盛岡、県北広域振興局管内の市町村に防疫作業を行う職員の派遣を要請
- (6) 陸上自衛隊に災害派遣を要請

#### 4 今後の対応

- (1) 本部会議終了後、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき**殺処分**を開始
- (2) 発生農場から半径 10km 以内の農場に対し、飼養鶏等の**移動の制限を指示**（県告示）
- (3) 制限区域内を越えて往来する畜産関係車両等の消毒を実施する**消毒ポイントの運営を継続**（4 か所）

#### 5 風評被害の防止

感染した家きんの肉、卵が市場に出回ることはなく、我が国の現状において家きんの肉や卵を食べても、人が鳥インフルエンザに感染する可能性はないと考えられており、心配する必要はないことを周知

#### 6 注意喚起・情報提供

県民、県内養鶏場、市町村、関係機関・団体への注意喚起を随時行い、ホームページ等を活用して発生情報や防疫対応を情報提供

#### 7 農林水産省からの支援

- (1) 知事と農林水産大臣政務官との会談（1/11（土）11時～）
- (2) 県と農林水産省との連絡調整のため、消費・安全局職員及び東北農政局職員を派遣（畜産課に駐在：1/10（金）～）
- (3) 発生原因調査のため疫学調査チームが、農場への立入調査を実施（1/11（土））

高病原性鳥インフルエンザ消毒ポイント  
(令和7年1月11日現在)

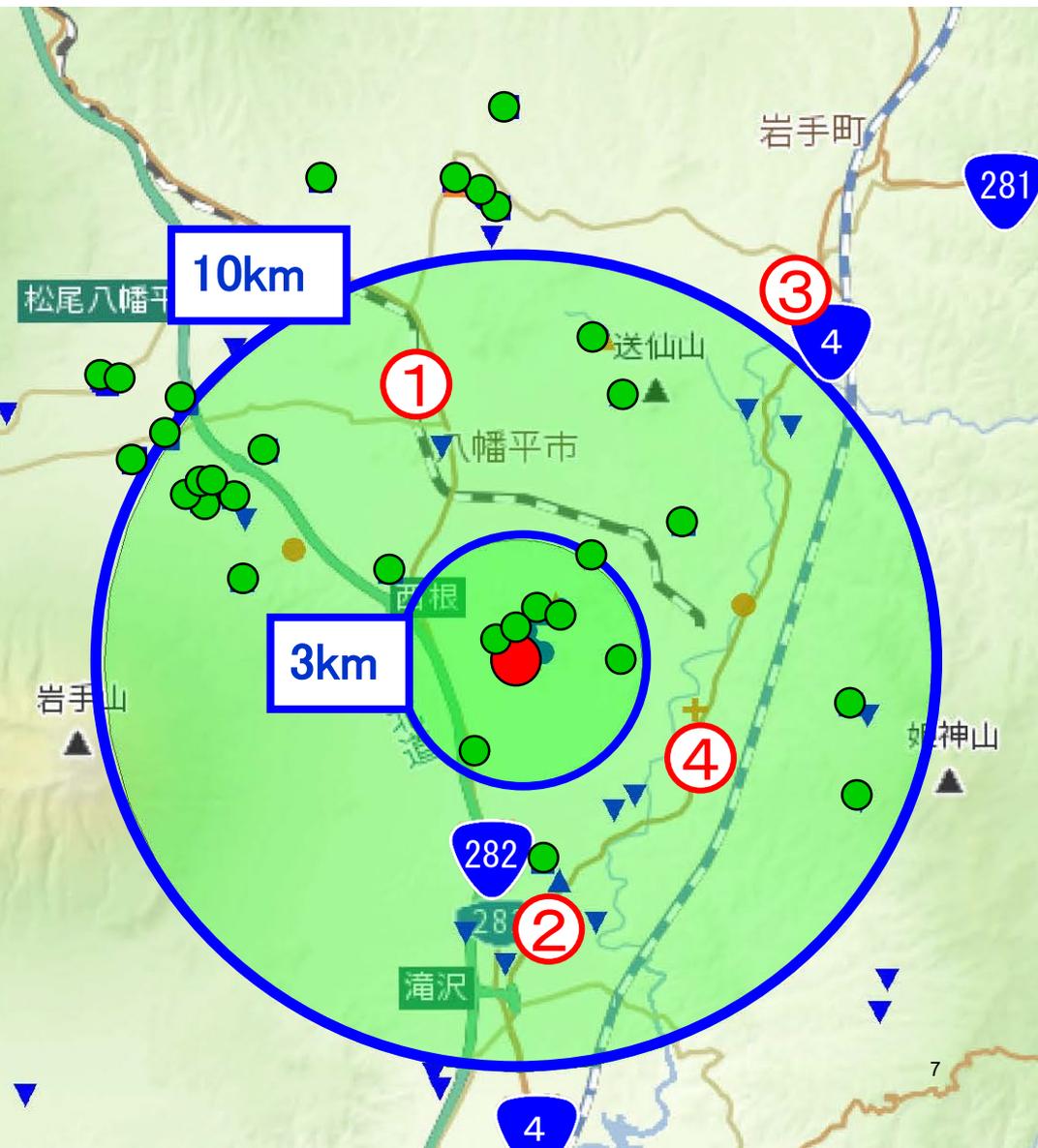
畜産関係車両対象

1 岩手県

No.	設置区域	施設等の名称	場 所	近隣の主要道路	消毒方式	消毒時間	備考
1	搬出制限区域 (半径10km)	八幡平市総合運動公園 駐車場	八幡平市大更第37地割105-2	国道282号線	噴霧	24時間	本県1例目発生後から継続中
2	移動制限区域 (半径3km)	岩手産業文化センター第一駐車場	滝沢市砂込380地内	国道4号線	噴霧	24時間	本県1例目発生後から継続中
3		岩手町 スポーツ文化センター・森のアリーナ 駐車場	岩手郡岩手町子抱第5地割142	国道4号線	噴霧	24時間	本県1例目発生後から継続中
4		盛岡市 4号線 (路側帯)	盛岡市渋民長渡	国道4号線	噴霧	24時間	本県1例目発生後から継続中

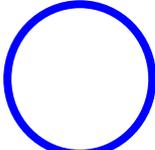
# 高病原性鳥インフルエンザ消毒ポイント

## 令和7年1月11日現在



### 岩手県

- ① 八幡平市総合運動公園  
駐車場
- ② 岩手産業文化センター  
第一駐車場
- ③ 岩手町 スポーツ文化センター  
森のアリーナ 駐車場
- ④ 盛岡市 4号線路側帯  
(盛岡市渋民長渡)

-  養鶏場
-  発生家きん飼養施設
-  制限区域

## 防疫措置の概要

### 1 発生農場の防疫措置

初動が最も重要であるため、封じ込めを迅速に行い、感染拡大を防止（飼養規模を考慮し、完了日を設定）

- (1) 患畜、疑似患畜の特定
- (2) 鶏の評価
- (3) 殺処分及び死体の埋却
- (4) 汚染物品の処分
- (5) 発生農場等の消毒

### 2 移動の制限

- (1) 移動制限：発生農場を中心に、半径 3 k m 以内の区域について、鶏等の移動を禁止
- (2) 搬出制限：発生農場を中心に、半径 10 k m 以内の移動制限区域に外接する区域を設定し、感染拡大を防止

### 3 消毒ポイントの設置

感染拡大防止のため、発生農場から半径 3 k m 及び 10 k m 地点を中心に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両を消毒

### 4 調査・検査

#### (1) 疫学調査

発生農場における過去 21 日間の家きん、人、車両の出入りを確認し、関連農場を調査

#### (2) 発生状況確認検査

移動制限区域内の農場に立入、臨床検査を実施

#### (3) 清浄性確認検査

発生農場の防疫措置完了後 10 日が経過したのち、上記(2)と同様の検査を実施

#### (4) 搬出制限区域解除検査

発生農場の防疫措置完了後 10 日が経過したのち、搬出制限区域内の農場に立入、臨床検査を実施

**5 搬出制限区域の解除**

発生農場の防疫措置完了後 10 日が経過したのち、搬出制限区域を解除し、監視強化

**6 移動制限区域の解除**

家きん飼養施設の防疫措置完了後 21 日が経過したのち、移動制限区域を解除し、監視強化

**7 監視強化の解除**

家きん飼養施設の防疫措置完了後 28 日が経過したのち、監視強化を解除

**8 風評被害の防止**

感染した家きんの肉、卵が市場に出回ることはなく、我が国の現状において家きんの肉や卵を食べても、人が鳥インフルエンザに感染する可能性は無いと考えられており、心配する必要はないことを周知

**9 注意喚起・情報提供**

県民、県内養鶏場、市町村、関係機関・団体への注意喚起を随時実施し、ホームページ等を活用して発生情報や防疫対応を情報提供

# 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の流れ

参考 2

高病原性鳥インフルエンザを疑う異常家きんの発生届出

立入検査

病性鑑定

指導・指示

## 届出家きん飼養施設

- ◎ 移動制限 家きん、生産物、排泄物、物品等
- ◎ 立入制限
- ◎ 応急的消毒
- ◎ 外出の自粛
- ◎ 調査
  - ・ 過去21日間の家きんの移動
  - ・ 過去21日間の人・車両の出入

## 診療した獣医師

- ◎ 家きん飼養施設の指導
- ◎ 自らの消毒徹底
- ◎ 家きんとの接触禁止 (7日間)

- (県) 簡易検査  
遺伝子検査  
ウイルス分離検査  
抗体検査  
(国) 遺伝子解析

1月11日時点

病性決定

(疑似患畜の発生)

防疫措置開始

## 発生家きん飼養施設

- ◎ 緊急消毒
- ◎ 評価
- ◎ と殺指示
- ◎ 殺処分
- ◎ 埋却
- ◎ 汚染物品の処理

## 移動制限(原則、半径3km)

### 搬出制限(原則、半径10km)

### 通行遮断(発生農場周辺、72時間以内)

- ◎ 制限内容
  - ・ 家きん、生産物、排泄物、飼料、器具の移動禁止
  - ・ 食肉処理場(食肉加工場を除く)、GPセンター、ふ卵場の事業停止
  - ・ 品評会等の催物の中止
- ◎ 消毒ポイントの設置  
車両の消毒、移出入の監視、移動許可証の交付
- ◎ 死亡羽数の報告(毎日)
- ◎ 発生状況確認検査(臨床検査)
- ◎ 清浄性確認検査(臨床検査)
- ◎ 搬出制限区域解除検査(臨床検査)

### 監視強化(搬出制限が解除された区域)

### 監視強化(移動制限が解除された区域)

発生家きん飼養施設の防疫措置完了

◎ 消毒(1回目)

↓ (1週間)

◎ 消毒(2回目)

↓ (1週間)

◎ 消毒(3回目)

10日間以上

搬出制限解除

21日間以上

移動制限解除

28日間以上

監視強化解除

## 鳥インフルエンザの疑い事例に係る家畜防疫作業支援班 動員状況

防疫作業の進捗状況により支援班の動員計画は変更となる場合があります。

防疫作業（殺処分業務に係る補助等）

区分	現地作業時間	班	チーム	動員数
第1陣	1月11日（土） 9：00～17：00	第4班	政策企画、保健福祉Aチーム 政策企画、保健福祉Bチーム	31
		第5班	県土整備、復興防災Aチーム 県土整備、復興防災Bチーム	31
		第6班	総務、文化、ILC、教育委Aチーム 総務、文化、ILC、教育委Bチーム	31
		第7班	ふるさと振興、医療局Aチーム ふるさと振興、医療局Bチーム	31
		第8班	環境、商工、監査委、労働委Aチーム 環境、商工、監査委、労働委Bチーム	31
小計				155人
第2陣	1月11日（土） 17：00～1：00	第1班	農林水産部県庁Aチーム 農林水産部県庁Bチーム	31
		第12班	県南広域Aチーム 農林水産部出先県南Aチーム	31
		第13班	農林水産部出先県南Bチーム 農林水産部出先県南Cチーム	31
		第19班	沿岸広域Cチーム 農林水産部出先沿岸Dチーム	31
		第20班	県北広域Aチーム 農林水産部出先県北Aチーム	31
小計				155人

第3陣	1月12日(日) 1:00~9:00	第2班	農林水産部県庁Cチーム 農林水産部県庁Dチーム	31
		第14班	県南広域Bチーム 農林水産部出先県南Dチーム	31
		第15班	県南広域Cチーム 農林水産部出先県南Eチーム	31
		第16班	農林水産部出先県南Fチーム 農林水産部出先沿岸Aチーム	31
小計				124人
第4陣	1月12日(日) 9:00~17:00	第3班	農林水産部県庁Eチーム 農林水産部県庁Fチーム	31
		第9班	農林水産部県庁、出納、企業局、議会Aチーム 農林水産部県庁、出納、企業局、人事委Bチーム	31
		第17班	沿岸広域Aチーム 農林水産部出先沿岸Bチーム	31
		第18班	沿岸広域Bチーム 農林水産部出先沿岸Cチーム	31
		第21班	県北広域Bチーム 農林水産部出先県北Bチーム	31
小計				155人
第5陣	1月12日(日) 17:00~1:00	第4班	政策企画、保健福祉Aチーム 政策企画、保健福祉Bチーム	31
		第5班	県土整備、復興防災Aチーム 県土整備、復興防災Bチーム	31
		第6班	総務、文化、ILC、教育委Aチーム 総務、文化、ILC、教育委Bチーム	31
		第7班	ふるさと振興、医療局Aチーム ふるさと振興、医療局Bチーム	31
		第8班	環境、商工、監査委、労働委Aチーム 環境、商工、監査委、労働委Bチーム	31
小計				155人

第6陣	1月13日(月) 1:00~9:00	第1班	農林水産部県庁Aチーム 農林水産部県庁Bチーム	31
		第12班	県南広域Aチーム 農林水産部出先県南Aチーム	31
		第13班	農林水産部出先県南Bチーム 農林水産部出先県南Cチーム	31
		第19班	沿岸広域Cチーム 農林水産部出先沿岸Dチーム	31
		第20班	県北広域Aチーム 農林水産部出先県北Aチーム	31
小計				155人
第7陣	1月13日(月) 9:00~17:00	第2班	農林水産部県庁Cチーム 農林水産部県庁Dチーム	31
		第14班	県南広域Bチーム 農林水産部出先県南Dチーム	31
		第15班	県南広域Cチーム 農林水産部出先県南Eチーム	31
		第16班	農林水産部出先県南Fチーム 農林水産部出先沿岸Aチーム	31
小計				124人
第8陣	1月13日(月) 17:00~1:00	第3班	農林水産部県庁Eチーム 農林水産部県庁Fチーム	31
		第9班	農林水産部県庁、出納、企業局、議会Aチーム 農林水産部県庁、出納、企業局、人事委Bチーム	31
		第17班	沿岸広域Aチーム 農林水産部出先沿岸Bチーム	31
		第18班	沿岸広域Bチーム 農林水産部出先沿岸Cチーム	31
		第21班	県北広域Bチーム 農林水産部出先県北Bチーム	31
小計				155人

第9陣	1月14日(火) 1:00~9:00	第4班	政策企画、保健福祉Aチーム 政策企画、保健福祉Bチーム	31
		第5班	県土整備、復興防災Aチーム 県土整備、復興防災Bチーム	31
		第6班	総務、文化、ILC、教育委Aチーム 総務、文化、ILC、教育委Bチーム	31
		第7班	ふるさと振興、医療局Aチーム ふるさと振興、医療局Bチーム	31
		第8班	環境、商工、監査委、労働委Aチーム 環境、商工、監査委、労働委Bチーム	31
小計				155人

以降、第32陣まで各班を割り当て済みです。